

## 石巻市とライオン株式会社との包括連携に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）とライオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が培ってきた健康づくりに関するリソースを活用し、甲及び乙が連携・協力することにより、市民の健康増進と健康寿命の延伸を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について連携して協力する。ただし、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

- (1) 健康づくり・歯科保健対策に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) シティプロモーション及びブランド認知向上に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の推進に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（広告活動）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために実施する活動（以下「本活動」という。）において、プレスリリース・自己のホームページでの告知などの広告活動（以下「広報活動」という。）を行う場合は、事前に相手方にその内容を書面で通知し、書面による同意を得るものとする。

2 甲及び乙は、本活動における広報活動において、都度別途書面にて特定される相手から貸与された商標・ロゴマーク・キャラクター等（以下「商標等」という。）を使用することができる。当該使用に当たっては、相手方のCIマニュアルやキャラクター使用マニュアル等に定められたルールに従って使用するものとし、前項に基づき同意を得る際に相手方から修正を求められた場合は、合理的な理由がない限りこれに従うものとする。

3 甲は、乙が本活動の紹介、報告、記録保存として、会社案内・事業報告書・会社年史等の公開情報及び社内用のデータベースに甲の商標等を使用することを承諾する。なお、当該使用許諾は、その期間を限定しないものとする。

（守秘義務について）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結及び遂行に際して知り得た相手方の業務上の秘密について、本協定の実施に必要な範囲内でのみ使用するものとし、第三者に漏洩してはならないものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、甲及び乙が協議の上、合意することにより、本協定の有効期間を1年間延長することができるものとし、以後も同様とする。

（協定の解約）

第6条 甲又は乙は、解約希望日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年1月28日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号  
石巻市長 亀山 紘



乙 東京都墨田区本所1丁目3番7号  
ライオン株式会社  
取締役上席執行役員 小林 健二郎

